

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表(案)
(令和6年6月施行版)

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表	1
2 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表	6
3 訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表	6
4 通所型サービス(独自)サービスコード表	7
5 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表	17
6 通所型サービス(独自/定額)サービスコード表	17
7 その他の生活支援サービス(配食/定率)サービスコード表	18
8 その他の生活支援サービス(配食/定額)サービスコード表	18
9 その他の生活支援サービス(見守り/定率)サービスコード表	18
10 その他の生活支援サービス(見守り/定額)サービスコード表	18
11 その他の生活支援サービス(その他/定率)サービスコード表	18
12 その他の生活支援サービス(その他/定額)サービスコード表	18
13 介護予防ケアマネジメントサービスコード表	19

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について
以下の項目については、市町村が規定する。
各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみ であり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位					
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき					
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	39 単位	39	1日につき		
A2 1211	訪問型独自サービス12		2)1週に2回程度の場合	2349 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	77 単位	77	1日につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割									
A2 1321	訪問型独自サービス13		3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	日割の場合	÷ 30.4 日	123 単位	123	1日につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割									
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	287	1回につき				
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179				
A2 2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220					
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163					
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき			
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割									
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	日割の場合	÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割									
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき			
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2			
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2				
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2				
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1			事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算							
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算						
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき				
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき				
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき				
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき				
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき				
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき				
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき				
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき				
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき				
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100					
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200					
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき				
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき				
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の 224/1000 加算						
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 182/1000 加算						
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 145/1000 加算						
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 221/1000 加算					
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 208/1000 加算					
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 200/1000 加算					
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 187/1000 加算					
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 184/1000 加算					
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 163/1000 加算					
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 163/1000 加算					
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 158/1000 加算					
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 142/1000 加算					
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 139/1000 加算					
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 121/1000 加算							
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 12	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 118/1000 加算							
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の 100/1000 加算							
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 76/1000 加算							
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算						
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算							
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算						

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、**介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は**、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

4 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 59 単位	59	1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621	1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 119 単位	119	1日につき	
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき	
A6	1123 通所型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	1回につき	
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1 単位減算	-1		
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1 単位減算	-1		
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1 単位減算	-1		
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1 単位減算	-1		
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376 単位減算	-376	
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 752 単位減算	-752	
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240		
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50		
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200		
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88 単位加算	88	
A6	6012 通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2 176 単位加算	176	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72 単位加算	72	
A6	6108 通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2 144 単位加算	144	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24 単位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2 48 単位加算	48	
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算		
A6	6381 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ		(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算	
A6	6382 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算	
A6	6383 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算	
A6	6384 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算	
A6	6385 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算	
A6	6386 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算	
A6	6387 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算	
A6	6388 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算	
A6	6389 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算	
A6	6390 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算	
A6	6391 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の 53/1000 加算		
A6	6392 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6393 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 44/1000 加算		
A6	6394 通所型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 33/1000 加算		
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119 単位	83		1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		119 単位	83		1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。